

平成 27 年度の活動報告及び
平成 28 年度の活動計画について

障害者分科会

障害者分科会

【平成 27 年度活動報告について】

○重点事項の取組について

(1) 障がい者理解の促進について

障がいや障がいのある人に対する先入観や偏見を払拭するための取組みを強化し、こちらのバリアフリーをより一層推進する。

① 障がい者理解のための講演会

日 時：8月 30 日(日)13 時 30 分～15 時 30 分

テーマ：「誰もが生きやすい社会とは」

講 師：愛知淑徳大学福祉貢献学部 教授 谷口明広氏

② 「ふれてみるいしかわ文化展加賀展・こころふれあうみんなの作品展かが」

日 時：12月 4 日(金)～7 日(月) 障害者週間行事

会 場：加賀市美術館

作品数：北陸日彫会会員作品 19 点、障がいのある方・家族等の作品 173 点

③ 障がい者虐待防止講演会

日 時：2月 17 日(水)19 時～21 時

テーマ：みんなで考える「障がいのある人の支援にとって最も大切なこと」

講 師：NPO 法人日本障害者協議会代表 藤井克徳氏

④ 小学生のための手話教室

対 象：市内 5 箇所の小学校（3 年生が主）

内 容：障がい当事者、手話通訳者を講師とした手話教室（1 箇所 8 回）を開催

(2) じりつと社会参加のための体制整備の推進について

障がいを社会モデルとして認識し、障がいのある人のじりつと社会参加の体制整備を推進する取り組み。

① 障がいのある人が求めている地域住民やまちづくりへの支援内容などを集約するために、障がい種別を超えた連絡会を開催予定である。

② 障がいのある児童及び家族が地域で安心して暮らすための情報誌の作成

キッズ応援手帳の作成

(3) 移動手段の確保について

移動に支障のある障がいのある人のじりつと社会参加を促進するため、公共交通システムの確立や移動支援に係るサービスの充実を図る取り組み。

① いしかわ支え合い駐車場の実施

市内協力施設数 12 施設（内市所管施設 3 施設）

利用証交付件数 106 件

※いずれも 2 月末現在

(4) 就労支援策の充実について

一般就労を希望する障がいのある人の支援体制を強化し、一般就労の促進と一般就労後の安定を図る。また、福祉的就労についても、就労環境向上のための取組みを強化する。

① 障がい者就労系事業所における製造物品等の周知

広報かが 8 月号特集記事の掲載

② 障がい者一般就労促進のための企業訪問

③ 障がい者雇用促進のための PR チラシの作成・配布

④ 障がい者就労系事業所における工賃アップ研修会の開催

○障害者分科会の開催

第1回健康福祉審議会障害者分科会（平成27年7月30日）

- 内容 ① 会長及び副会長の選任
② 障がいのある人（子ども）の現状
③ 平成26年度の事業実績について
④ 第4期障がい者計画・障がい福祉計画について
⑤ 平成27年度障がい福祉施策主要事業の概要について

第2回健康福祉審議会障害者分科会（平成28年3月17日）

- 内容 ① 加賀市地域生活支援事業の評価について
② 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律について

【資料等】

障害者分科会

【平成 28 年度活動計画について】

〔重点事業〕

(1) 暮らしの基盤づくり

障がいのある人が、安定した生活を送ることができるようになります。

- ① 加賀市じりつ支援協議会の運営強化として、サービス提供事業所におけるサービスの向上及び均質化を図るため、福祉分野に携わる経験の浅い従事者向け研修会を実施する。
- ② 必要な情報を提供するための取り組みとして、全ての広報折り込みの点訳音訳を行う。

(2) じりつと社会参加の基盤づくり

障がいのある人がどのような生活を望むのか、その思いを尊重し、その思いが実現できるようになります。

- ① 働きたい希望を実現させるための取り組みとして、企業等への働きかけを行う。
 - ・平成 27 年度の企業訪問で見えてきた企業側の課題解決のためのセミナーを開催する。
 - ・障がい者一般就労促進のための PR 事業として、実例等を紹介するチラシを市内企業に送付する。

(3) 人にやさしいまちづくり

障がいのある人だけでなく、誰にとっても安心かつ安全に暮らすことのできるまちづくりをめざします。

- ① こころのバリアフリー推進の取り組みを行います。
 - ・障がい者理解の促進のため、引き続き、講演会、広報、市ホームページ等を通じて、障がいに関する正しい知識の普及と理解促進を行う。
 - ・障害者週間に合わせて、「ふれてみるいしかわの文化展加賀展・こころふれあうみんなの作品展かが」を開催する。
- ② 障害者差別解消法施行による取り組みを行う。

【資料等】

障害者差別解消法について

～障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 28 年 4 月 1 日施行）～

◆法律の概要

この法律は、障がいを理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項や、国の行政機関、地方公共団体等及び民間事業者における障がいを理由とする差別を解消するための措置などについて定めることによって、すべての国民が障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人柄と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現につなげることを目的としている。

◆対象となる障がい者

対象となる障がい者は、「身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、その他の心身の機能の障がいがある者であって、障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」となり、いわゆる障がい者手帳を持っている人に限られません。

◆定めている主なこと

1. 国の行政機関や地方公共団体等及び民間事業者による「障がいを理由とする差別」を禁止すること
2. 差別を解消するための取組について政府全体の方針を示す「基本方針」を作成すること
3. 行政機関等ごと、分野ごとに障がいを理由とする差別の具体的な内容等を示す「対応要領」・「対応指針」を作成すること

◆「障がいを理由とする不当な差別的取扱い」と「合理的配慮の不提供」が禁止される

障がいを理由とする不当な差別的取扱い

(例) 障がいがあることのみをもって、乗車を拒否する。

(例) 説明会への出席を拒む、必要のない付き添い者の同行など、過剰に条件を求める。

合理的配慮

(例) 筆談、読み上げ、手話などを用いる。

(例) 会場の座席など、障がいのある人の特性に応じた位置取りにする。

	国 の 行 政 機 関 ・ 地 方 公 共 団 体 等	民 間 事 業 者 ※民間事業者には、個人事業者、NPO 等の非営利事業者も含みます。
不 当 な 差 別 的 取 扱 い	禁 止 不 当 な 差 別 的 取 扱 い が 禁 止 さ れ ま す。	禁 止 不 当 な 差 別 的 取 扱 い が 禁 止 さ れ ま す。
障がい者への合理的配慮	法 的 義 務 障がい者に対し、合理的配慮を行わなければなりません。	努 力 義 務 障がい者に対し、合理的配慮を行うよう努めなければなりません。

◆市の対応

1. 職員対応要領の作成をし、障がいを理由とする不当な差別的取扱いになるような行為の具体例や合理的配慮として考えられる好事例等を職員に示していきます。
2. 相談窓口の設置
健康福祉部ふれあい福祉課に相談窓口を設置